

“ 資格取得届等への被保険者の住所記載について ”

令和 5 年 12 月 8 日施行の省令改正により、被保険者資格取得届等への被保険者の「住所」の記載が義務化されております。

そのため、資格取得届、被扶養者異動届、資格取得申出書、住所変更届の届出に当たっては、必ず住民票に記載のある「住所」の記入をお願いいたします。

なお、海外在住者等、国内に住所を有しない方については、その旨住所欄に記載することとし、郵便物の居所あての送付を求める場合は、住所欄等への併記をお願いいたします。

